

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革

—同法的法律改革の範囲—

佐々木信

はじめに

改革の動向としてあらわされた事情もあつたのである。

イギリスにおける法律改革の中心的機関として活躍する The Law Commission の活動プログラムのうち、⁽¹⁾ Privity of Contract (契約関係) に関する法原則の改革が含まれたことは、その他の法原則の改革についてもいわれてゐる。しかし、この改革は、決してその単純なことわりの説明あるいは考へられる同法原則改正の論理的帰結に類する説明をもつて語らねばならない。この段階にいたるまでは、同法原則の沿革は、同法原則がいわゆる約因の法理 (the doctrine of consideration) を支柱とするイギリス契約法における契約觀を鮮明に浮かび立めていたとともに、イギリス契約法の近代化の一面を示していくと考えられるからである。⁽²⁾ ただし、本稿のちに示すように、みるべきの過程には同原則の存立にたいする攻撃が、立法および同法における法律

本稿はみるべきの進展のべく、主に最近における同法的法律改革 (Judicial law reform) の面を概観しようとするものである。The Law Commission の活動は、⁽³⁾ 1965年6月の判例 *Beswick v. Beswick* [1966] Ch. 538; [1966] 3 W.L.R. 396; [1966] 3 All E.R. 1 C.A.; [1967] 3 W.L.R. 932, H.L. (E.) を擡たかひである。

注(1) The Law Commission は、Lord Chorley and Gerald Dworkin, The Law Commission Act, 1965, 28 M.L.R., 175 —688 ふるまつた。

注(2) *Tweddle v. Atkinson* (1861), 1 B. & S. 393 は、イギリス契約法の名義平定の考への辯が、判例法の総合的評議の拡大によって形成されたものである。ただし、本稿のちに示すように、みるべきの過程には同原則の存立にたいする攻撃が、立法および同法における法律

(3) ハのよみた風景⁽¹⁾によれば、一般的には Cheshire and Fifoot,

The Law of Contract (6th Ed.), pp. 478 et seq.; Treitel, The Law of Contract (1962), pp. 400, 411 et seq. における発展史参照。

一 「契約関係」に関する法原則改革

問題の所在

といひで、意思の合致あるいは同意(consensus ad idem)の観念に基づく契約法においては、契約がその第三者の権利義務に影響を及ぼさないとすぐきいとはもともとは自明のこととされるであろう。

しかし、現実には、契約がその第三者の権利義務に影響を及ぼすことを是認する法発展は、契約法の近代的発展のうちに含まれて、大陸法および英米法において、基本原理上の差をともなって、かなり十分に認められてきたといつてもよいであろう。⁽¹⁾ もうとも、ここで注意すべきことは、この発展は、今日におけるこの発展の延長線上の問題であるカルテル、あるいはトラストなどで、その基本とする諸協定が、局外者の権利義務に影響を及ぼすといったような、いわば社会構造全体にかかる面についてただちにあらわれたわけではなく、まざいわゆる「第三者ノタメニスル契約」の承認について近代ローマ法学=大陸法において認められだし、発展の

型を異にしてイギリス法、あるいは英米法にも認められた。

イギリス法においては、この発展は、法的な概念の面からいえば、「第三者ノタメニスル契約」類似の制度あるいは法技術は、代理、信託、債権譲渡といった制度乃至法概念により、とくに制定法を通じてなされてきた。もちろん、ここで、イギリスにおけるかかる発展は、第三者にたいする権利の帰属についてではなく、本来、単に利益(benefit)の帰属についてのみ、認められたことを強調しなければならないことはいうまでもない（大陸法的な「第三者ノタメニスル契約」は厳密な意味では考えられない——イギリス的「第三者ノタメニスル契約」の観念といえようか）。

ところで、それはともかくとして、こののような発展の、法の論理的な面に目をむけるならば、この発展は、第三者に権利あるいは利益を帰属せしめる契約が他ならぬその第三者によってなんらかのかたちでその効果を追跡（あるいは、もしあたりここでは問題としないが、これを否認）しえべきこと（契約違反の訴追）を、ロロラリーの関係においてともなわなければならぬことであった。しかし、イギリス法においては、このような意味で理解される法原則の発展が、他ならぬここで問題とする「契約関係」の法原則によつて停止せしめられたものと解せってきたのであった。⁽²⁾

が、本質的にはかかる場合の契約についての第三者の有する
ことによる訴権であると解してよしやねぬ（⁵）の承認と
このぐれりの発展を阻止されたとの実際上の不便れとうら
じむは、契約第三者が契約にどの程度の関連、連繋をもつて
いるかによるが、法律改革の觀点からみるなり（⁶）、契約法体
系の理論的な整合がなれ得ないとさういふのはかに、その
ような状態が、現実の法發展の要請にはるかにおくれたもの
としてみられるにふはあらわれぬであらへ。しかる、イギリ
スでは、一八六一年の *Tweddle v. Atkinson* ⁽³⁾ 以来、いわゆ
るイギリス的な「第三者ノタメリベル契約」についての主要
な契約法法原則は「契約關係」に關する法原則として、み続の
意味での *jus quaeasitum tertio* の否認を含めり、一九一五年
年の *Dunlop v. Selfridge* 事件 ⁽⁵⁾ によってより確定したこ
とがねのやありだ。おひへんりや、その間、制定法がしば
しばの傾向に動搖を与へてゐたりとも始めてはだいな。
「契約關係」に関する法原則の改革は、以上のぐたよくな
れかで、イギリス契約法の近代的發展の内包やね可能性と、
比較法的にみて、なんどみられる屈折したあるじは遅速的と
ゆふらぐや法の近代的整合現象のうちに捕捉し得る所へ
おひへんじよいて問題へあがねやあら。

〔註〕 こめりは、詰みは、回法原則改革に關連する事象の略年表

1845. s. 5 of the Real Property Act (8 & 9 Vict. c. 106) *

1861. *Tweddle v. Atkinson* (*supra*) -Principle Preventing
jus quaeasitum tertio 確立。但し、この年まで先例は必ず
しも一致していない。本件判決は *jus quaeasitum tertio*
を否定したと解された。

1882. s. 11 of the Married Women's Property Act (45 & 46
Vict. c. 75)*

1906. s. 14 (2) of the Marine Insurance Act.*

1915. *Dunlop v. Selfridge* (*supra*) -Price Maintenance
Agreement-Tweddle v. Atkinson による法原則の確
立（但し、これについては、この種の合意の反社会性、
反公共性に着目し、この点において本件を區別する立場
(後出 Denning)）があつた。*

1925. Law of Property Act (15 & 16 Geo.5, c. 20), s. 56(1)
1930. s. 36 of the Road Traffic Act.*

1936. Re Ecclesiastical Commissioners for England's Convey-
ance [1936] Ch. 430.

1937. Law Revision Committee. 6th Interim Report.*

White v. Bijou Mansions Ltd [1937] Ch. 160; [1938]
Ch. 351.

1938. Re Sinclair's Life Policy [1938] Ch. 799.

1947. Re Miller's Agreement [1947] Ch. 615.

1949. Smith and Snipes Hall Farm, Ltd. v. River Douglas
Catchment Board [1949] 2 K.B. 500. (by Lord Denning)

([1949] 2 All E.R. 179.)*

1959. Drive Yourself Hire Co. v. Strutt [1954] 1 Q.B. 250.

([1953] 2 All E.R. 1475.)*

1959. Green v. Russell [1959] 2 Q.B. 226.

1962. Midland Silicones Ltd. v. Scrutons Ltd [1962] A.C. 446; [1962] 2 W.L.R. 186.

1964. Law Reform NOW (Ed. by G. Gardiner & A. Martin)

62-63.*

1966. Hepburn v. A Tomlinson (Hauliers) Ltd. [1966] 2 W.L.R. 453(本件判決において, Lord Reid が Tweddle v. Atkinson による原則の必然性を疑っている。*)

Beswick v. Beswick (Court of Appeal)*

1967. Beswick v. Beswick (House of Lords)

(^③ リンカーン上級法院長官裁判所、Paton, G.W., A Text-book of Jurisprudence., 3rd Ed. (1964), p.407. 並轍法跡

官観点よりトモダチ Lawson, F.H., A Common Lawyer Looks at the Civil Law, 1953, pp. 122-123 によれば英米法における

癡騒と「ローマ法を廻る」ことからローマ法の上位に癡騒や大陸法における諸癡騒との対比の觀念が問題へなされたおる。

本稿の題心であるむしろむしろのむらな觀念・觀念・觀念がある。

(^④ 「契約関係」の認定法原則の範囲よりトモダチ Halsbury's Laws of England (3rd Ed.) 66-68, Paras. 110-

117, 12 Digest (Repl) 45-51, 227-278; Treitel, The Law of Contract, p. 407 を参照されたい。たゞ、レーヴィー「第三回ヘタ

メリバニ研究」の比較法研究ハレ、沢木敬郎「第三回ヘタ

ヤギリベ契約法別研究」(比較法研究第13号所収) 参照。ヤギリベ法にてトモダチ 小林規威「英法に於ける第三回ヘタのためによる契約の認定」(新報6・2・63・1) 参照。

(^⑤) 本件よりトモダチ 谷口辰斗「第三回ヘタのためによる契約の認定」(ヤギリベ「英米判例百選」訳註) ある。たゞ、この法原則の形成史が、かたゞ位置を取るべくあつたトモダチ Furman, M. P., Return to Dunlop v. Selfridge? 23 M. L. R. 373-398, 373-377 参照。本稿よりおどり負ふ所が多く。

(^⑥) 事例ルート Gandy v. Gandy (1884) 30 Ch.D. 57 (at p.69) 参照。

(^⑦) Dunlop Pneumatic Tyre Co., Ltd. v. Selfridge & Co., Ltd., [1915] A.C. 847. 将来洋裁はLord Haldaneの「Our law knows nothing of a jus quae situm tertio arising by way of contract.」ルーラー卿擧だつてが正田元義君の如き。
Q°

(^⑧) たゞハサウエ s.11 of the Married Women's Property Act, 1832; s.14 (2) of the Marine Insurance Act, 1906; s.56 (1) of the Property Act, 1925; s.36 of the Road Traffic Act, 1930; s. 25 (1) of the Restrictive Practices Act, 1956 たゞが、たゞやねハ、たゞの起り、國懸債権のうえ金額よりもおほい技術 (Ex. Commercial Credits, Banker's Credits etc.) によつて契約の取扱の範囲もあつた。即ち、「第三回ヘタ」 Cheshire & Fitton, The Law of Contract (6th Ed.), pp.383-385 参照。

II Beswick v. Beswick事件における

改革論の焦点

(i) われ、本稿の契機となつた Beswick v. Beswick 事件の重要性は、実は本稿のために示すよろしく、この事件の判決にあたつて、前一に示した問題が、今日なお、司法の枠内において結集されて論議されてゐるのみならぬ。それより、同事件における論議に入る前にまず、このいとの意味を示しておきたい。

わが Dunlop v. Selfridge 事件は、契約が第三者に及ぼす法的効果を否定し、この点において、また、この事件が、特定の製品の販売価格協定に関するものであることについてとくに注目されるのであるが、その判決においては、約因の法理による理由⁽¹⁾とイギリス法におけるいわゆる *jus quae-*
situm tertio の不存在の主張⁽²⁾とが際立つてゐた。われにたゞ、一九三七年法律改革委員会第六中間報告⁽³⁾は、こうした意味での契約関係の法原則のイギリス・コモン・ロー的孤立性を示してゐる。いわゆる第三者のためにする契約および *ius quaesitum tertio* が制限的にであれ認められるべきことを勧告してゐた。

ついでに、法律改革委員会の意図——立法的法律改革の実現——は達成されなかつたけれども、その後、約一〇年のの

間に、同じ方向への進展が、同法の分野において試みられた。デニニング卿 (Lord Denning—およびデヴィリン卿—当時 Devlin J.) の諸判決がいふやうだ。

「ハーリングは、*Jus quaesitum tertio* について、第三者は、みずからに十分な契約強制事由 (a sufficient interest — 「十分な利益 (関係)」) がある問題に契約を強制し得るし、その強制事由は a catalogue of situation (情況のカタログ) によって示せねば考へたむれど、セントの意味で、Dunlop v. Selfridge 事件の確定した法原則の土台を侵蝕したがまではその法原則の存在を否定したと評された。⁽⁵⁾

しかし、かれの考え方は、かれのいわゆる試みによつてありと端的に示されることになり、問題とされるであらう。すなわち、その試みとは、その後より確実な姿をとるゝこととなるおよそいわゆるような試みである。

やがて、かれは、みずのローテクストによつて、一九五三年の Drive Yourself Hire Co. (London), Ltd. v. Strutt and another 事件判決⁽⁶⁾において、(イ) ロマンローにおける第三者のためにある契約の第三者による強制の可能性 (E) Middle v. Atkinson 事件による逸脱 (E) 制定法 Law of Property Act, 1925. s. 56 (1) によるの修正(したがつて(イ)の帰着)という大胆な主張を試み、*Jus quaesitum tertio* を認めたとみられるのであった (注(1)参照)。

(ii) ⑤ふりのでデンニングの試みについて、かれが事件判決を認めざるを得なかつた以上、⁽¹⁰⁾ かれの法の修正があつたとする主張（前項②）が問題となつてゐる。⁽¹¹⁾

この問題は、一九一五年の財産権法 The Law of Property Act 第五六条第一項の効果の問題として、以後の関係判例で争われ、その最近例として Beswick v. Beswick 事件⁽¹²⁾が登場するのである。

(ii) しかし、事件のあらましはこゝである。「石炭商であつたピーター・グシヴィックは引退するにあたり、本件における被告（控訴人）となる、その甥に採掘施設類および、いわゆる暖簾を引渡し、甥はこれにたいし、かれを週給六ポンド一〇シリングでその生涯を顧問として雇うことと、かれの死後その妻に生涯週五ポンドの年金を支払うこととを約した。この支払いは営業にたいして支払うことになる」とされたが、ピーターの死後、甥は、本件における原告（被控訴人）である未亡人にたいして初回金五ポンドを支払つたのみで、以後の支払いを拒絶した。未亡人は亡夫の遺産管財人として、また②彼女自身の Personal な資格で、亡夫と甥との間の契約について、特定履行 specific performance を求めた。」

(ii) 原告の請求を支持する法理は、遺産管財人としての請求の可能性の問題を除くならば、おもに前節でのぐたイギリ

ス的な「第三者ノタメニスル契約」における *jus quaesitum tertio* にたいするイギリス法の考え方のなかから求められるければならなかつた。かかる場合に、たとえば信託の法理（*-the doctrine of constructive trust*）が適用されるかなりの可能性があつたとしても、もともと、信託の関係の存立するとの確認の点について、このような可能性は法理論上はともかく、実際的効果について疑問視されたからである。⁽¹³⁾

(ii) ところで、本件の控訴院における判決においては、たまたまこの事件を審理することになるデンニング卿が前述の一九一五年財産権法五六条第一項が原告の主張を支持すると考えていた。この考え方は、かれがもはや多年とつてもよいほどの間にしばしば示してきた同法の評価（後述参照）を背景として、つぎのように展開されるであろう。すなわち、同条項は、「人は不動産譲渡証書またはその他の財産にたいする直接またはその他の権利、もしくはなんらかの条件をもつ権利、土地またはその他の財産にたいする、あるいはそれらに関連する立入（entry）、捺印契約（そのものの）、または契約に関する権利を取得することができる……」と規定するのであるが、この規定は、同法における「財産権 Property」についての定義が、包括的であるために、およそすべての利益を含んで、契約における第三者が、本稿で問題と

かの第三者権 *jus quaesitum tertio* を認めてしる解釈が
されるやうである。⁽¹⁵⁾

(5) *Tweddle v. Atkinson* 事件判決以来の法原則の存在を
否定する立場たるみの解釈は、本規定にたゞするまでに
定めたところ正統派的あることは司法に一般的である解
釈、やなむか、本規定の適用範囲は実質的契約当事者であり
ながら契約当事者として証書に指名された者にたらし
てのみ適用される点から考察されるとする見解と抵触した。

(6) 貴族院においては、前項(5)並に示した事柄、並く
に、デンリング卿の見解が一八六一年以降のロマン・ロー原
則の変更あることは修正ありとの主張を意味してこらのど、
の趣旨のデンリング卿の主張は、力を入れて検証されたよう
である。まだ、論議は、デンリングの主張するより「一九一」
五年財産法第五六条第一項はロマン・ローを変更修正したの
かむしろのりむとのこと、同法がいわゆる整理統合法 *Conso-
lidation Act* であったこと、および同法のおもく解釈方法
を闡述して展開される。⁽¹⁶⁾

第三者にたゞして直接に利益を与えると範囲や場合にば、そ
の契約は、当事者間に有効であつたが如きの抗弁事由 *defences* に
したがつて、第三者がみずから名において強制し得ざるもので
ある。その契約に基づくに規定していかなければ、その契約は、第三
者が明示的じやかにあたはれじゆるじやく、その契約を選択する
もえど、さうでも、契約当事者の相互の同意によつて破棄し得
る。—Furnston, 23 M. L. R., 374; Cheshire & Fifoot, 6th
Ed., 392; Law Reform NOW, 62—63; [1967] 3 W.L. R. 935,
943.

(7) *Smith v. River Douglas*. (*supra*); *Drive Yourself Hire
Co. v. Strutt* (*supra*)⁽⁵⁾; *White v. Warrick* (John) & Co.
Ltd. [1953] 2 All E.R.p. 1026 とある所ハリハリハリ dicta と
參照されど、(云々)トハリハリハリ等事)。たゞ *Adler v. Dickson*
[1955] 1 Q.B. 158; [1954] 3 All E.R. 397; *Pyrene Go., Ltd.*
v. *Seindia Navigation Co., Ltd.* [1954] 2 Q.B. 402; [1954] 2
All E.R. 158 と參照されど、トハリハリハリ等事の事等
が後述III參照。

(8) Cf. *Dowrick*, 19 M. L. R., 374; Furnston, 23 M.L.R.,
375.

(1) いのち、本稿 I 誌⁽⁵⁾参照、たゞ、同上判決と並んで *Lord
Dunedin* の憲訴ふるめど、*Lord Haldane* によるものとされた主張
が、参事裁判所のせんそく一致した主張となつてゐる。

(2) *Sixth Interim Report* (Cmnd. 5449) para. 50 (a) によると
おだいじふるべく、法律が用ゐる文書などにのうづくやう

(3) 具体的には、ハーリングは、一八六一年以前におかれた第II者がためにする契約における第II者による契約強制の可能性を認めている。同年にthe unfortunate case of *Tweddle v. Atkinson* が到来し、同事件判決によると、ルールが一九一九年 Law of Property Act, s.56 によって除外されたものと見られる ([1953] 2 All E.R. 1483 A.B.C.) もう一方で、ルールを通常考へる限りは fundamental であるべきであるからといってはだくいの論理が立たなくなる。Cf. *Smith v. Ruer Douglas Catchment Board* (supra); 2 K.B. 514.

(3) ハーリングの論議の羅列分析によると、*Treitel, Law Reform in the Court of Appeal*, 29 M.L.R., 657—665 参照。

(3) 他に重要な事例は、*White v. Bijou Mansion* 事件判決 (前出) *Re Miller's Agreement* (supra) である。

(3) Cf. [1967] 3 W.L.R. 941. 但し法院の認可によっては「船室」 Cheshire & Fifoot, 6th Ed., 386—389 参照。

(3) S.205 (1) of the Law of Property Act, 1925 による提議を除くとする。「この制定法によると、文脈(the context)が「この解説によって示すところのどちらかが、他の表現によるものと区別して用いられる意味をもつ。やならず、(1)(O)『財産権(Property)』さやぐらの無体動産および物的または人的財産権におけるやぐらの権利を含む……」

(3) いの見解は、ハーリングの他 *Danckwerts L.J.* のように (e) であるが、実質的には第II者のためにする契約における第II者訴権を明示的にも默示的にも認めようとする点で、一九三七年法律改訂委員会第六中間報告書と趣旨を同じくするのみな

である。一九一五年の財産権法による法変更を踏まえ述べよう。

(3) Cf. *White v. Bijou Mansion Ltd.* [1937] Ch. 610; [1937] 3 All E.R. 276; [1938] 1 All E.R. 546; *Re Miller's Agreement* [1947] Ch. 615; [1947] 2 All E.R. 78; *Green v. Russell* [1959] 2 Q.B. 266; [1959] 3 W.L.R. 17; [1959] 3 W.L.R. 17; [1959] 2 All E.R. 525, C.A.; *Midland Silicones Ltd. v. Scrutons Ltd.* [1961] 1 Q.B. 106; [1960] 2 All E.R. 737, C.A.; [1962] A.C. 446; [1962] 1 All E.R. 1.H.L. (E). 以上は *Re Miller's Agreement* 事件判決における *Wynn-Parry* 幕事が認めた、本条の制限的解釈をなすべきとの理由との鑑識を参考された。

(3) Lord Reid ([1967] 3 W.L.R. 936, 939 et seq.) Lord Hodson (ibid., 941ets.) Lord Guest (ibid., 945 et seq.) Lord Upjohn (ibid., 961 et seq.) の各論議がいふべきである。

III 一九一五年財産権法第五六条第一項の解釈—法典化法・整理統合法との複合法の解釈の問題

(3) まだららのたまひは、貴族院における *Beswick v. Beswick* 事件審理によると、憲法上問題となるといはば、一九一五年財産権法第五六条第一項は「契約関係」に関する法原則——契約における第II者は当該契約による権利を

訴求し得ないとする——を原則的に廃止したのであり、したがつて原告の請求はみぎの法条によつて支持されるとする控訴院におけるデンニング卿の判示するところの当否⁽¹⁾であつた。この点はすでに示したデンニング卿の解釈が妥当であるかどうかの問題として検討されるであろう。

貴族院における多数意見は、同法条の解釈にはひとつの枠があり、その枠からすれば、デンニング卿の解釈は急進的な、法律改革に到達する解釈であり、一九一五年財産権法ならびに同法第五六条第一項の予期したところではなかつたとする。

では、その枠とはなんであろうか。以下にこの問題につき、判例集に示されたところから簡単に要点を示していきた
(i)

(1)はじめに、一九一五年財産権法第五六条第一項がいかなる条項であるかについて、そのあらましを示しておかなければならぬ⁽³⁾。

元来、一九一五年財産権法は、一九一一年および一九一四年の二つの財産権法（一九一四年法は修正立法であった）のうちに成立した財産権法の整理統合 Consolidation のための制定法であつたしたがつて、すくなくとも一九一四年以前のその時点で修正を要する法原則はたしかに修正され、その修正された項目はこれらの制定法とくに一九一四年財産権法と

一九一五年財産権法との照合により明示し得るものであり、このようにして一九一五年財産権法でしかあらわれてこない法の部分は修正を受けずに同法によつて整理統合された——制定法化されたと考えられるものであつた。そしてこのことを前提として、ここに問題となる一九一五年財産権法第五六条第一項は、一八四五年物的財産権法第五条⁽⁶⁾の再現としてみなさると考えられるのであつた。

そこで論議は、このあるい条文の意味を、とくに、この時期におけるここで問題とされる第三者権に関する法の状態の評価を背景としてもとめるかたちで展開する。

(2) 一八四五年の物的財産権法第五条は、契約で、歯型捺印契約 (indenture) によつて、いやしくも保有財産または相続財産たる直接不動産 (immediate estate) またはその他の権利およびおよそすべての保有財産または相続財産に関する物権契約 (condition covenant) による利益 (benefit) が、同証書に契約当事者として記名されていない者によつても取得され得べきことを規定していた。この規定は、土地法における第三者権の承認事例として受けとられるであろう。

そして、判例はこの点について、まず、つれのようと考えてきた。すなわち、同条はその適用範囲を土地に関する契約に限られるのであり、人的財産権に関する契約には適用されないとして了解された。⁽⁹⁾

(3) 一九一五年財産権法第五六条第一項が一八四五年物的財産権法の再現であるとされる場合、そのこととそれがただちにみる限りをともなつたかどうかの点について明らかなる回答を予定してきたかどうかといふことは別問題であった。

實際上は、一九一五年法の解釈についてみるにのべた限定を考える」とは、實際上、一九一五年の財産権法という制定法による法変動を考慮の外におくことを許すので同条項の含む問題のなかば以上を排除することになり、逆に、そうした限定を排除する」とはすなわち問題の範囲を本稿で素材としている一般的に *jus quaesitum tertio* の承認の問題に限ることとなるであらう。

しかし、これについての意見はわかれている。⁽¹²⁾

判例はしがしながらこの適用範囲の拡張の問題については、むしろ控え目に出現し、そのうえで、もっぱら実質上の *jus quaesitum tertio* の承認の意味内容をしめしてあたようである。⁽¹³⁾ ところが、一九一五年財産権法第五六条第一項

いう問題でしかなかつたとわれれるであろう。⁽¹⁴⁾
(ii) (1)みるにいわば局限化された問題にたいする通説的見解はつまる通りである。

すなわち、同法条は法改革を行なう制定法ではなく、整理統合法 (Consolidation Act) の条文として、契約書に契約当事者として記名されではないけれども、実質上の契約当事者である第三者に *jus quaesitum tertio* を認めるとするのがこれである。

(2) ところが本節これまでのべたとくに関連するデンニング卿の考え方はつまるのように展開されていた。かれの主張は、条文解釈——制定法そのものの性格すけからみても、みるにのべた具体的観点からみても制限的といえた——についてより実質的な立場をとるべきであるとする」とあることであつた。⁽¹⁵⁾ かれは、一八四五年法第五条の独自な歴史解釈にもとづき、一九一五年法第五六条第一項の法修正の効果を説き、同条文について「*Tweddle v. Atkinson*」におけるルールを廃止するためのそれ以上の言葉を見出しえない」とまで極論している。⁽¹⁶⁾

事件判決による法原則についてむしろその例外を設けるものとして解釈されねばならぬと考えてあたと見えるであらう。そして、その意味で残された問題は *jus quaesitum tertio* の認められる者はどんな地位にある者でなければならぬかと

(iii) みるにのべたデンニングの考え方には、すでにのべたよほど、からむ *Tweddle v. Atkinson* 事件のルールの存在を認めたとしておそれは修正されたとみることによって重要な意味をもつ論議を誘つてゐる。その論議といふのは、「契

約権係 (Privity of Contract)」と題する述原則について今且その基本はどうあるかといひとせやいわいそのらむのあらわれでしかないと考えられ、制定法の解釈を通じてみた司法のありかたの問題についての論議である。

すなわち、本稿においてやむに止したように、デーリングは、前記一九一五年法第五六条第一項の解釈を通して、いわば司法的改革 (Judicial reform) を試みた。すなわち、みゆきのぐた法解釈から本稿の契機となつた Beswick v. Beswick 事件の控訴院における判決にいたるかれの考え方あるが動かさるのようみられるであらう。これにたゞし、 Beswick v. Beswick 事件の貴族院の判決はこれにたゞし、

同法は整理統合法であり、実質的には、みゆきの条項は権利創設の条項ではなく、おたおこゆい既存の権利の保護のための条項でしかなく、やむに法の修正あるいは改革を認めぬぐれではないとする立場をとるるのであつた。本稿でなれど、それゆきのぐた意味での「社」と考えるものである。しかし、この「社」を前提として、すなむに、同条項の解釈についてその提起する問題点をあげるやうなれば、それはおれにその背後に「」の同じ司法部内での意見の対立あるいは立場の相異のある「」とのあたりがゆきとななければならぬのであらう。しかし、「」の問題は、おもしへ、法律改革と司法あるべく、裁判所と立法的律改革との間の問題に他ならぬ。

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革 (佐々木)

(1) [1966] 3 W.L.R. 396; [1966] 3 All E.R. 1. ^{ハリソン}
の論議は、直接に s.56(1) of the Law of Property Act, 1925 とかがわる部分と、第三者権を、默示的債権譲渡理論に裏打ちされた共同訴訟参加論によつて説明し得ぬのみで、判例法の発展等にかかる部分とにわけられてゐる。前の部分が直接に問題となるであらうが、りぶらのこでかぶの考え方は、やむに、たゞハービー Drive Yourself Hire Co. (London), Ltd. v. Strutt and another [1954] 1 Q.B. 250; [1953] 2 All E.R. 1475. ^{ハービー} ハービー十ヶ年保証によつた。たゞ Smith and Snipes Hall Farm, Ltd. v. River Douglas Catchment Board [1949] 2 K.B. 500; 2 All E.R. 200 ^{ハービー} 参照。

(2) リボン問題や、アーバン問題など、Treitel, Law Reform in the Court of Appeal, 29 M.L.R. 657 et s. ^{ハービー} 参照。

(3) 同条項の解釈について、連額や、E.P. Ellinger, E.P., Privity of Contract under section 56(1) of the Law of Property Act, 1925, 26 M.L.R., 396 et s. ^{ハービー} 参照。

(4) Law of Property Act, 1922 (12 & 13 Geo. 5, c. 16). Law of Property (Amendment) Act, 1924 (15 & 16 Geo. 5. C.5)

(5) 「」の考え方、貴族院の主張、ハムバッキン Lord Guest ハービー [ハービー] [1967] 3 W.L.R. 947—C. ^{ハービー} 参照。

(6) S. 5 of the Real Property Act, 1845 (8 & 9 Vict. c. 106)

(7) 貴族院の多数意見の出発点は、司法あるべくの立場であるが、のみかたは、裁判所法曹なるが故に、その立場のどちら

ルルヤクルドスル。 Cf. Cheshire, G. C., *The Modern Law of Real Property* (9th Ed.) p.524.

(5) ルのヨリハル Cheshire, op. cit., 524. ル、ルのルルの契約法史的側面ヒシトセ Cheshire & Fifoot, *The Law of Contract* (6th Ed.), p.379 et s.

(6) Cf Cheshire, *The Modern Law of Real Property* (supra), p.524.

(7) 一九一五年財産権法第五六条を最初に扱ひた事件ハルズベイユ In re Ecclesiastical Commissioners For England's Conveyance [1936] Ch. 430 ルキムス Luxmoore 幹事の換用範囲の拡大を認めた意見にたゞ一、ソレドナヒカヒシの貴族院の Beswick v. Beswick 事件判決ヒサ Lord Guest が「第五六条が第五条ヒシトカウズハムヘルカヌタムシタム」それが他の範囲を人的財産権に拡張するに至るヒシトシハスルニ」ハコヒル [1967] 3 W.L.R. 948—G.

(8) ルのヨリハル教會の財産ハルズベイユ Ellinger の體

(9) In Re Ecclesiastical Commissioners for England's Conveyance (supra); White v. Bijou Mansion Ltd. (supra), In re Miller's Agreement. (supra) ハルズベイユの側面ヒシトセ ハーヘラクベた考え方ハルズベイユ

(10) ハルズベ White v. Bijou (supra), Re Sinclair's Life Policy (supra), Re Miller's Agreement (supra) ルモハルズベの法解釈が「遺嘱室」ヒント取引取引ハルズベ [1967] 3 W.L.R. 938, 942, 947, 954 ル修羅ハルズベ。

四 ルのヨリハル「アムムルヒルのヨリハシ表現ハルズベ特例ハルズベ」。やなみ、「本法のアムムルヒルのヨリハシ不動産譲渡証書モたゞその他ハルズベの証書に当事者ヒシト指名ハシトナヒタニガ、かねだらしハルズベの不動産譲渡証書モたゞその他の証書があるのを与えねうとするが、おたばれの証書をもハシトアハシ契約ハシトナヒ意がハルズベたぬヒタマスルヒルが意図モスルヒルの神」ヒシトの巡回法条が援用ハルズベ (per Simonds J.—White v. Bijou Mission Ltd. [1937] 3 All E. R. 276 at p. 277) ルのヨリハス、第II種のためヒヤハシ契約ハルズベ換算上の第II種の権利の承認ヒシト着ハルズベの解釈がハルズベ一、ソレドナヒカヒシ。 Re Miller's Agreement (supra) ルおむる Wynn-Parry J. の干預の跡跡ハルズベハ注目ハルズベ。たゞ [1967] 3 W.L.R. 938 ヒリの進展ハルズベルリハシ端ヒシトセ。

五 カネの半張ヒサ Drive Yourself Hive Co. (London), Ltd. v. Strutt and another (supra. [1953] 2 All E.R. 1470—1486) ルハハシ端ハルズベ。

六 かねの歴史解釈ヒサ Jus quae situm tertio ハルズベの法原則はわれた契約ヒシトセ Jus quae situm tertio ハルズベの法原則は存在しなかつた。②一八四年物的財産権法第五条は歯型捺印證書契約ヒシトセ成立ハシトナリとを廢止シムラハルズベ (Jus quae situm ハルズベの記録(證書) ハルズベたたぬ、おもとハヤハ・ロードの記録) の記録(證書) ハルズベたたぬ、おもとハヤハ・ロードおじハかかる場合以外ヒシトセ第三者権が一般的に認めハシトセたるかハ、実は、本条文は法の修正を行なつてシテ。③一九一五年法モ Tweddle v. Atkinson 持主 (the unfortunate case of

Tweddle v. Atkinson) を介在し、一般的に法の修正を行なつてゐる。もとより論法をとつてゐる。[1953] 2 All E.R. 1843 参照。

(1) このいふは、具体的には、たとえば、契約書に契約当事者として記名せられてゐるか否かの問題としてしか争わないこと、いわゆる実質的契約当事者に契約違反事例を機として訴権を認められたといった問題についてなお改革すべき余地が残されてゐることを示し、これが立法的改革の対象となることを示すものである。この点、たとえば、[1967] 3 W.L.R. 938, 939, 943 参照。

四 結 び

「はしがき」に示したように、「契約関係」に関する法原則は近く立法的法律改革の対象として検討されるであらう。もとより一九三七年第六中間報告における程度の改革案にとどまるか否かはここに予断を許すべきことではない。しかし、ここにこれまでなれてきた司法的法律改革の試みがあつたことはあらためて考えられる事である。しかし、これらとはぐつて、本稿ではこゝで、つまるところを示しておきたい。

それはここにあつた事例がいわゆる司法的法律改革の限界をつかむ意味でよく示していることである。すなわち、判例法の世界においては、たしかに、司法によ

る問題解決はそれ自体法の改革である。しかし、今日においてはそもそも司法的法律改革の比重は立法的法律改革よりも軽いものとされていることも事実である。⁽²⁾ その理由としては、たとえば、先例拘束原則の存在なり、司法機能にたいする裁判官の考え方なりがあげられるであらう。⁽³⁾

本稿にとりあげてきた事例は、あからさまにはみぎに例示した理由のうち後者によって司法的法律改革の限界を示している。すなわち、本稿IIIに示した制定法の解釈において、デニーニングの革新的解釈がとられなかつたことには対象となつた法条に法の基礎的な変更を認めることができないとする伝統的解釈の力があると考えられるのであるが、ことはただそれだけにとどまらないとすべきであらう。われわれは、たとえば、関係判例のなかに、ある裁判官の「わたしはまだ、ある種の抽象的な正義にたいする分別のない熱意にたやすく導かれて、われわれのために議会制定法または先例の拘束力によつて確立された法である法にしたがつて裁判することであるわれわれの第一の義務を無視することはありません。」「法はあるい原理の新しい状況にたいする適用によつて発達せしめられます。そこにその特質があります。それらの原理の廃止によるその改革は司法裁判所ではなく議会の任務であります。」⁽⁴⁾ という言葉を読みとることができるであらう。この言葉は司法的法律改革の限界を示す言葉に他ならない。本稿で示した

かいた事柄を強調するため敵意に紹介する用法である次第である。

注(1) ハウエリッシュ、本編11組の参照。

(2) Goodhart, A. L., Law Reform—Judicial and Legislative, Dublin Univ. Press. 1954, P.4.

(3) Ibid., p.5.

(4) Per Viscount Simonds, Scrutons, Ltd. v. Midland Silico-

nes, Ltd. [1962] 1 All E.R. I, at p.7. ジャーナルによると、この意見は、「契約関係」原則改革の立場を示す「トナリハグ闘争」の陳述であり、反論の根拠となるものである。ハヤシ博士の意見については、「やがて、おだへこな（略）卿ムジベーべ対タクハバ川排水部工事よりセイヒュウハ・ハホリックスの有限責任会社とのよひた最近の諸事例によつて（略）あらわれた若干の陳述が垣根をなしておればいいだらう」と述べたのだとの旨である ([1962] 1 All E.R. 7)。① Smith v. River Douglas Catchment Board (supra) ② White v. Warrick (John) & Co., Ltd. [1953] 2 All E.R. 1021.

(1→)